

2015年12月4日

和歌山県議会議長 前 芝 雅 嗣 殿

市民オンブズマンわかやま
代表 阪 本 康 文
代表 松 井 和 夫

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内
073-433-2241 FAX073-433-2767
(問合せは事務局長畑中正好まで)

政務活動費の取り扱いの改善等を求める申入書

議会運営の一層の充実と、元気で安全・安心なふるさと和歌山の実現に向けて、日々、ご尽力されていることに心より敬意を表するとともに、会派や議員らに交付される政務活動費が充てることのできない不適切な経費に充てられることのないようその取り扱いをよりよい取り扱いに改善されるよう求め、本申し入れを行います。

ご存じの通り森れい子議員が2013年度の政務活動費を充てていたモンゴル調査について同議員は、本年2月13日に、マスコミの追及により政治団体「星礼会」の支出にも計上していたという二重計上が指摘されたことから、計上していた合計64万6000円から25万8000円を減額する修正を行いました。また、10月29日には、私達の住民監査請求による追及を受けて、前記減額後の計上額38万8000円全額を返還しました。この全額返還により森議員は、モンゴル調査視察が、政務活動費を充てることのできない私的観光旅行であったことを事実上認めたとということがいえます。

これらの事実から現行の取り扱いの下では、政務活動費の適正な支出が担保されておらず、不適切な支出が潜んでいないとは言い切れないことが明らかになったといえます。また、マスコミや私達県民の追及がなければ是正されず、政務活動費を充てることのできない経費に充てられた支出が闇に潜んだままで、公金を不当利得されたままだったといえます。そういうことから、現行の取り扱いのままでは、違法・不当な支出を防ぐには不十分と言わざるを得ず、その取り扱いを別紙のとおり改善されるよう求め本申し入れをさせて頂く次第です。

改善要望1は、収支報告書の報告金額の扱いが現在、県議会は、支出報告額につ

いて、政務活動費として交付される収入額を超える支出額の報告を認めた上で、不適切な支出が発覚した場合などに減額しても、まず、収入を超過する支出分から減額することを容認され、その減額が収入を超える超過額内であれば返還が生じない扱いをされています。

森議員の場合、二重計上分25万8000円を減額した際には、収入を超える超過支出分が約58万円あったことから、その超過分から減額したのみで返還を一切しない扱いを認められました。

ところが、私達の住民監査請求時においては、監査委員は、超過支出分があったにもかかわらず、そこからの減額では監査対象額が全額返還されたとは認めず間接的に、監査対象額38万8000円の全額を返還させました。その際、議長は森議員に対し、「収入額に対応した収支報告とするため」の手続きとして、政務調査費が充てられてない支出分の解消手続きをさせています。その上で森議員は38万8000円の減額修正と返還手続きを行っています。

このように、監査委員は、超過支出分からの減額では監査対象額が全額返還されたとすることを認めなかったのです。また、議長も、収入額に対応した収支報告とするための政務活動費を充てていない支出の解消手続きをさせたのです。だから、県議会の係る取り扱いも、超過支出分から減額するという扱いを認めず、政務活動費を充てていない支出を含む報告を認めない扱いに改めるべきです。

この点、収入を超過する支出報告を容認していることについて県議会は、本件に関する県条例に、収入を超過する支出報告を禁止する規定がないことを理由にしています。しかし、そのような禁止規定がなくても、県条例は、そういう収支報告書の提出を求めてはいないというべきです。

すなわち、本件に関する県条例第11条により提出を求めている収支報告書は、「政務活動費に係る収支報告書」です。そうすると、政務活動費に係る収入を超過する支出分には、政務活動費が充てられておらず、政務活動費に係る支出報告とは解されません。従って、県議会が容認してきた収入を超過する支出報告は、県条例が提出を求めている「政務活動費に係る収支報告書」とは見なされないというべきです。

また、収入を超過する支出報告は、政務活動費が具体的にどの支出に充てられたのかを不透明にしており、地方自治法及び、本件に関する条例や規程が求めている

政務活動費の支出の透明性の確保に明らかに反しており，この点でも収入を超過する支出報告は認められないというべきです。

さらに，二重計上というような政務活動費すなわち公金の使途の報告としてはおよそあってはならないことが発覚しても返還をさせないという取り扱いをしていたのでは，それを容認している議長に，県民の血税たる公金の不適切な支出はさせないという厳しさが欠如しているという他になく，使途する議員らに不適切な支出を招きかねないというべきです。このようなことから本改善を求めるものです。

そして，上記の取り扱いの改善は，過去に容認してきた取り扱いも是正させるべきであり，超過支出分が存する報告については，速やかに，それを解消する手続きをさせるべきです。

改善要望 2 は，森議員のことで明らかになりましたが，現在の取り扱いすなわち，政務活動費収支報告書以外に領収書の写しのみの提出が義務付けられているだけの下では，政務活動費の適正な支出が担保されておらず，不適切な支出が潜んでいないとは言い切れないことが明らかになりました。また，マスコミや私達県民の追及がなければ是正されず不適切な使途が闇に潜んだままで，公金が不当利得されたままだったことが明らかになりました。故に，使途の透明性を高め，県民やマスコミが使途のチェックを容易にできるように改善することは必要不可欠です。それに，使途の透明性を高めることは，議員らにおいて，政務活動費を適正に使途しているということに一点の曇りもなれば何の差し障りのあろうはずもないことです。

改善要望 2 の は，調査研究の視察に関する情報の透明性を高める改善です。森議員が不適切な使途に充てていたモンゴル調査視察では，領収書の写しが開示されている（なお，その領収書には，支払金額や受領者と但し書きに「調査研究費として」という記載がある）以外，どのような日程で，何時，どのような手段で移動し，どこに宿泊し，どのようなところを何のために訪問するのか，それらの費用の内訳，そして，実際に，どのような視察を行ってきたのかなどのが分かる情報については何ら提出させていず，県民に公開していません。また，貴議会が作成の「政務活動費の手引き」の海外調査費のところには，「明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とする。旅行会社等から詳細な見積書を徴収し，算定の基礎を明確にする。」と定められています。にもかかわらず，これらのことが分かる資料の提出もさせず県民には公開していません。このような情報を不透明にした下

で、森議員のような、およそ充ててはならない私的旅行に政務活動費を充てていたという不正が潜んでいたというべきです。このようなことを防止するためにも、それらの情報を開示するよう改善することは必要不可欠だというべきです。

改善要望2の は、会計帳簿の開示です。現在、会計帳簿を作成することは義務とされています。だから写しを提出させればよいだけのことです。会計帳簿を開示させれば、使途の透明性がアップします。上記のような不適切な支出が判明した以上、使途の透明化のために会計帳簿も開示するべきです。

改善要望2の で求めているネット公開は、開示資料の写しの開示に要する費用が高額になると、それが使途のチェックの妨げとなります。現に、2013年度分の紙ベースの開示費は約6万円も要します。政務活動費の不正をチェックするという公益のことに、この費用は極めて高額であり障壁となっています。ネット公開すれば、その障壁が取り払われ使途のチェックが容易になる上、不正の抑止効果のアップにも繋がります。また、県職員にしても、開示請求ある度にコピーする手間が省ける上、事務コストも殆どかからず、導入することは容易であるというべきです。

よって、本申し入れを行います。なお、申し入れた改善要望事項について、各要望事項を受諾頂けるか否かおよび、受諾頂けない事項がある場合、事項毎にその理由を12月15日までにご回答下さるよう求めます。

以 上

改善要望事項

1 政務活動費収支報告書の改善と是正

政務活動費収支報告書について、政務活動費が充てられていない支出を含む報告を認めず、収入額に対応した収支報告に改められること。

過年度の政務活動費収支報告書について、過去5年に遡り、収入に対応した収支報告にするための政務活動費が充てられていない支出分を解消させる修正手続きをすみやかに実施すること。

2 支出の透明性を向上させる改善

調査の目的と必要性を明確にした日程表と費用の見積書の写しの提出及び、視察旅行に関する視察活動報告書を作成させ写しを提出させること。

会計帳簿の写しを提出させること

提出された収支報告書，領収書の写し及び，上記の写しをホームページに，公開（あるいはそれらをCDで開示）すること